

東京都職員採用試験制度の改正について

東京都は、平成19年度から、事務・技術（土木・建築・機械・電気）職種の採用試験制度を改正します。採用チャンネルの多様化により、政策対応力のある多様な人材を確保し、都政の更なる活性化を目指します。

<改正のポイント>

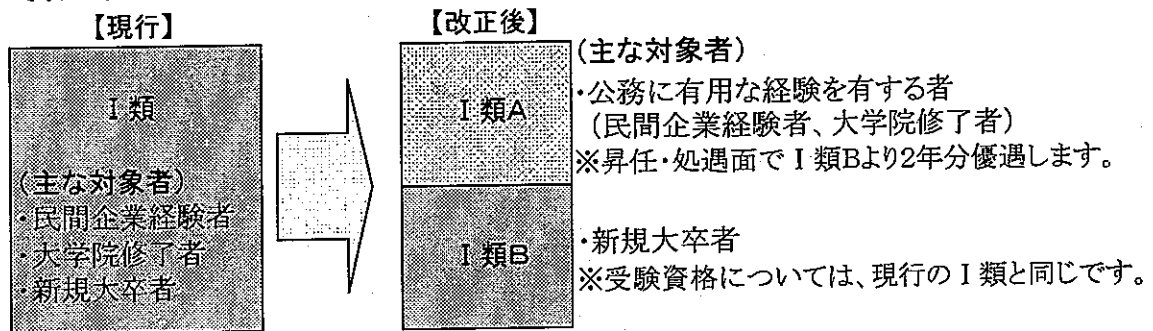
- 1 民間企業経験者や大学院修了者など、公務に有用な経験を有する者を対象とする「I類A試験」を新たに実施します。



試験研究等の業務を行う専門的な職種以外で大学院修了者向けの試験区分を設けるのは、国・都道府県を通じ、初めての試みです。

- ・現行のI類試験はI類B試験として実施します。なお、II類試験については、事務・技術では廃止し、専門的な職種では従来どおり実施します。

〔改正イメージ〕



- 2 専門性の高い人材を適切に確保・活用していくため、採用したい人材要件を明確にした「専門人材採用試験」を新たに実施します。
 - ・金融、財務など、都の政策ニーズにあわせて採用区分を設置し、民間企業等でのキャリアや実績を生かせる分野で力を発揮してもらうことを予定しています。
- 3 求める人材像を明確化するとともに、筆記試験の全体的な合格者数を増やし、これまで以上に面接試験を重視した人物本位の採用を行います。
 - ・「志と3つの能力を備え、自ら行動する人材」を採用します。

- 公務に貢献する志を持った人材〈志〉
- 自ら課題を見つけ、解決に向けて行動できる人材〈対課題能力：行動力〉
- 関係者と豊かな関係を築き、協力して仕事を進めることのできる人材
〈対人能力：関係構築力〉
- 困難な状況に立ち向かい、自ら道を切り拓ける人材
〈対自己能力：強靱な精神力〉

※ より詳しい内容については、裏面のとおり。

問い合わせ先
東京都人事委員会事務局試験課・任用給与課
電話 03-5320-6952・6941 (直通)

採用試験制度の改正内容

事務・技術（土木、建築、機械、電気）職種の採用試験制度について、平成19年度から以下のとおり改正する予定です。

現行の試験の種類	改正後の試験の種類	改正後の主な受験資格	改正後の試験内容（予定）	昇任制度・初任給
経験者 <主任> ・年齢32歳以上 37歳未満 ・職務経験9年以上	専門人材 <主任>	・年齢29歳以上37歳未満 ・民間企業等における職務経験が7年以上	第1次試験 ○教養試験 ○論文 ○経験論文 第2次試験 ○口述試験（プレゼンテーションを含む） 第3次試験 ○口述試験	【昇任制度】 主任級職で採用され、採用後3年目から係長選考対象 【初任給】 約288,800円
経験者 <一般> ・年齢29歳以上 34歳未満 ・職務経験5年以上		※採用する専門分野を明示する予定	第1次試験 ○教養試験 ○論文 ○成果論文 第2次試験 ○口述試験（プレゼンテーションを含む） 第3次試験 ○口述試験	【昇任制度】 2級職で採用され、採用後3年目から主任選考受験可能 【初任給】 約227,500円
I類 ・年齢22歳以上 28歳未満	I類A	・年齢24歳以上30歳未満 ・公務に有用な経験（大学院修士課程・専門職学位課程等修了、学校卒業後の民間企業等における職務経験）が2年以上	第1次試験 ○教養試験 ○論文 ○成果論文 第2次試験 ○口述試験（プレゼンテーションを含む） 第3次試験 ○口述試験	【昇任制度】 1級職で採用され、採用後5年目から主任選考受験可能 【初任給】 約200,700円
	I類B	・年齢22歳以上28歳未満	第1次試験 ○教養試験 ○専門試験Ⅰ ○専門試験Ⅱ ○論文 第2次試験 ○口述試験 第3次試験 ○口述試験	

※ II類試験については、事務・技術では廃止します。

※ I・II類採用試験の専門的な職種、III類採用試験、身体障害者採用選考（III類）の受験資格については、変更はない予定です。

※ 年齢は、受験する年度の年度末（3月31日満了時点）における満年齢を記載しています。

※ 初任給は、平成18年4月1日現在の給料月額に、地域手当（12%地域勤務の場合）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 今後の検討により一部追加・変更が生じる場合や試験区分によっては平成19年度の募集を行わない場合がありますので、詳細については、今後、試験ごとに作成する試験案内又は東京都人事委員会のホームページを参照してください。